（様式１）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

印刷物基準実績報告書（別紙内訳書様式）

　品名（　　　　　　　　　　）

１．印刷用紙（塗工されていないもの及び塗工されているもの）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 基　準 | 実　績 | 基準を満たせなかった理由 |
| ①　次のいずれかの要件を満たすこと。ア．塗工されていないものにあっては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ配合率及び白色度を記載要領４の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。イ．塗工されているものにあっては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ配合率及び塗工量を記載要領４の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 | 総合評価値　　（　　　） |  |
| ②　古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプ、管理木材パルプ及びその他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ以外のパルプを原料として使用しないこと。 |  |  |
| ③　バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 | 　　 |  |
| ④　製品の総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値（記載要領４を参照））がウェブサイト等で容易に確認できること。 |  |  |
| ⑤　再生利用しにくい加工が施されていないこと。 |  |  |

２．印刷

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 基　準 | 実　績 | 基準を満たせなかった理由 |
| ①　印刷・情報用紙に係る判断の基準（上記参照）を満たす用紙が使用されていること。（ただし、冊子形状のものについては、表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。） |  |  |
| ② 表１に示されたＢ、Ｃ及びＤランクの紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を印刷物に記載すること。 |  |  |
| ③　印刷物へリサイクル適性を表示すること。 |  |  |
| ④　印刷の各工程において、表２に示された環境配慮のための措置が講じられていること。 |  |  |
| ⑤　オフセット印刷ア．バイオマスを含有したインキであって、かつ、芳香族成分が１％未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。イ．インキの化学安全性が確認されていること。 |  |  |
| ⑥　デジタル印刷ア．電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあっては、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準（環境物品等の調達の推進に関する基本方針５－６カートリッジ等の品目「トナーカートリッジ」参照。）を満たすトナーが使用されていること。イ．電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあっては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。 |  |  |

記載要領

１．品名欄には「調査報告書」、「パンフレット」、「チラシ」、「ポスター」等印刷物の種類を記載し、別葉に作成のこと。

２．「パンフレット」、「チラシ」、「ポスター」等については、委託先から当省以外に普及広報等のために作成・配布されたものも対象とすること。

３．「実績」欄について１．①は数値（使用されている印刷用紙が複数種類ある場合は全てに対応するページ数を実績欄に〈　〉書で記載のこと。）を、その他については○又は×（実績のない部分については斜線）を記載のこと。

４．総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

・　「総合評価値」とは以下に示されるY1又はY2の値をいう。

・　「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指したパルプ配合率、白色度及び塗工量をいう。

・　「指標値」とは、以下に示されるx1,x2,x3,x4,x5の指標項目ごとの値をいう。

・　「加算値」とは、以下に示されるx6,x8の指標項目ごとの値をいう。

・　「評価値」とは、以下のy1,y2,y3,y4,y5について示される式により算出された数値又は定められた数値をいう。

Y1 = y1 + y2 + y3 + y4

Y2 = y1 + y2 + y3 + y5

y1 = x1 + x2 + x3　（0≦x1 + x2 + x3≦100）

y2 = 0.75×x4　（0≦x4≦100）

y3 = 0.5×x5　（0≦x5≦70）

y4 = –x6 + x7　（x7 -15≦x6≦x7, x6＜x7 – 15→x6＝x7 – 15, x6＝x6＞x7→x7）

y5 = –0.5x8 + 20　（0＜x8≦10→x8=10, 10＜x8≦20→x8=20, 20＜x8≦30→x8=30,

x8＞30→x8=40）

Y1,Y2及びy1,y2,y3,y4,y5,x1,x2,x3,x4,x5,x6,x7,x8は次の数値を表す。

Y1（塗工されていない印刷用紙に係る総合評価値）：y1,y2,y3,y4の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

Y2（塗工されている印刷用紙に係る総合評価値）：y1,y2,y3,y5の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y1：古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率及び間伐材等パルプ配合率の合計値に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y2：管理木材パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y3：その他の持続可能性を目指したパルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y4：白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値（ファンシーペーパー又は抄色紙（色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む。）には適用しない。）

ファンシーペーパー又は抄色紙であって、表１に示されたAランク（紙へのリサイクルにおいて阻害とならないもの）の紙である場合は5、それ以外の紙である場合は0

y5：塗工量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x1：古紙パルプ配合率（%）

x2：森林認証材パルプ配合率（%）

x3：間伐材等パルプ配合率（%）

x4：管理木材パルプ配合率（%）

x5：その他の持続可能性を目指したパルプ配合率（%）

x6：白色度（%）

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加点対象とならない。

x7：白色度の基準値（%）

白色度の基準値は古紙パルプ配合率（x1）及びバージンパルプ配合率（x2 + x3 + x4 + x5）に対応した基準値であって、古紙パルプ配合率100%の場合の基準値は70%、バージンパルプ配合率100%の場合の基準値は90%として次式により算定。

x7 ＝ 0.7×x1 + 0.9×(x2 + x3 + x4 + x5)

x8：塗工量（g/㎡）

塗工量（両面への塗布量）は、生産時の製品ロットごとの管理標準値とする。

５．使用している用紙が複数種類混在している場合については、ページ数の大部分が「基準」を満たす用紙を使用している場合には「基準」を満たしたこととする。

６．「基準を満たせなかった理由」欄については、該当する場合に各欄に記載のこと。

７．印刷物作製の発注に当たっては、表３の資材確認票に基づき、使用される資材等について確認を行い、リサイクル対応型印刷物の作製に努め、表３の資材確認票（写しでも可）を納入物とともに提出すること。

８．オフセット印刷又はデジタル印刷の場合は、表４のオフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷の各工程における環境配慮チェックリスト（写しでも可）を納入物とともに提出すること。

※　１．①の「管理木材パルプ」とは、森林認証材とは異なるが、森林認証制度により容認されない分類に属さない木材であって、認証取得組織間のみで取り引きされ、その適格性について第三者認証機関によって検証された木材を原料とするパルプをいう。

また、「その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ（記載要領以下「その他の持続可能性を目指したパルプ」という。）」とは、次のいずれかをいう（森林認証材パルプ、間伐材等パルプ及び管理木材パルプに該当するものを除く。）。

ア．森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

イ．資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

また、「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。

※　１．②の、紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成２１年２月１３日）」に準拠して行うものとする。

また、紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材等の管理方法は環境省作成の「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成２１年２月１３日）」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材及び管理木材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材、間伐材等などとそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材、間伐材等などが等しく使われているとみなす方式をいう。

※　１．③の、紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成１８年２月１８日）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

※　２．②及び③の印刷物リサイクル適性の表示等については、古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。

なお、表示を印刷する箇所については甲と協議の上、決定すること。

※　２．③の「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。

なお、表示方法については、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の見直しが行われた場合は、それを踏まえること。

ア．「Ａランクの材料のみ使用する場合」又は「Ａ又はＢランクの材料のみ使用する場合」は「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載の識別表示を参照

　（<http://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle/data.html>）

イ．Ｃ又はＤランクの材料を使用する場合は「この印刷物は、○○にリサイクルに適さない資材を使用しています」（下線部は、「表紙」、「付録」、「とじこみ」等、該当箇所を簡潔に示す表現とする。）

※　２．⑤の「バイオマスを含有したインキ」とは、バイオマス割合（再生可能な生物由来の有機性原材料（植物由来の油を含み、化学資源を除く。）の含有量の割合）及び石油系溶剤割合（インキに含まれる石油（化石燃料系）を原料とした溶剤の含有量の割合）が、インキの種類ごとに下表に定める要件を満たすものをいう。

なお、UVインキはVOC成分（WHO（世界保健機関）の化学物質の分類において「高揮発性有機化合物」及び「揮発性有機化合物」に分類される揮発性有機化合物）が 3％未満かつリサイクル対応型 UV インキであることをもって、バイオマスを含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていることに適合しているものとみなす。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| インキの種類 | バイオマス割合 | 石油系溶剤割合 |
| 枚葉インキ | 30％以上 | 30％以下 |
| オフ輪インキ | 20％以上 | 45％以下 |
| 金インキ（枚葉・オフ輪） | 10％以上 | 25％以下 |
| 新聞インキ（ノンヒートオフ輪） | 30％以上 | 30％以下 |

備考１　インキにはOPニス及びメジウムを含む。

２　油性ビジネスフォームインキは枚葉インキの基準を適用する。

また、「芳香族成分」とは、ＪＩＳＫ２５３６－１～６に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。

表１　古紙リサイクル適性ランクリスト

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | 【Ａランク】 | 【Ｂランク】 | 【Ｃランク】 | 【Ｄランク】 |
| 紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない | 紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない | 紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる | 微量の混入でも除去することができないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる |
| ①紙 | 【普通紙】 アート紙／コート紙／上質紙／中質紙／更紙 | － | － | － |
| 【加工紙】抄色紙(Ａ)\*／ファンシーペーパー(Ａ)\*／樹脂含浸紙（水溶性のもの） | 【加工紙】抄色紙(Ｂ)\*／ファンシーペーパー(Ｂ)\*／ポリエチレン等樹脂コーティング紙／ポリエチレン等樹脂ラミネート紙／グラシンペーパー／インディアペーパー | 【加工紙】抄色紙(Ｃ)\*／ファンシーペーパー(Ｃ)\*／樹脂含浸紙（水溶性のものを除く）／硫酸紙／ターポリン紙／ロウ紙／セロハン／合成紙／カーボン紙／ノーカーボン紙／感熱紙／圧着紙 | 【加工紙】捺染紙、昇華転写紙／感熱性発泡紙／芳香紙 |
| ②インキ類 | 【通常インキ】凸版インキ／平版インキ（オフセットインキ）／溶剤型グラビアインキ／溶剤型フレキソインキ／スクリーンインキ | 【通常インキ】水性グラビアインキ／水性フレキソインキ | － | － |
| 【特殊インキ】リサイクル対応型ＵＶインキ☆／オフセット用金・銀インキ／パールインキ／ＯＣＲインキ（油性） | 【特殊インキ】ＵＶインキ／グラビア用金・銀インキ／ＯＣＲＵＶインキ／ＥＢインキ／蛍光インキ | 【特殊インキ】感熱インキ／減感インキ／磁性インキ | 【特殊インキ】昇華性インキ／発泡インキ／芳香インキ |
| 【特殊加工】ＯＰニス | － | － | － |
| 【デジタル印刷インキ類】リサイクル対応型ドライトナー☆ | 【デジタル印刷インキ類】ドライトナー | － |  |
| ③加工資材 | 【製本加工】製本用針金／ホッチキス等／難細裂化ＥＶＡ系ホットメルト☆／ＰＵＲ系ホットメルト☆／水溶性のり | 【製本加工】製本用糸／ＥＶＡ系ホットメルト | 【製本加工】クロス貼り（布クロス、紙クロス） | － |
| 【表面加工】光沢コート(ニス引き、プレスコート） | 【表面加工】光沢ラミネート（ＰＰ貼り）／ＵＶコート、ＵＶラミコート／箔押し | － | － |
| 【その他加工】リサイクル対応型シール（全離解可能粘着紙）☆ | 【その他加工】シール（リサイクル対応型を除く） | 【その他加工】立体印刷物（レンチキュラーレンズ使用） | － |
| ④その他 | － | 【異物】粘着テープ（リサイクル対応型） | 【異物】石／ガラス／金物（製本用ホッチキス、針金等除く）／土砂／木片／プラスチック類／布類／建材（石こうボード等）／不織布／粘着テープ（リサイクル対応型を除く） | 【異物】芳香付録品（芳香剤、香水、口紅等） |

注１　☆印の資材（難細裂化ＥＶＡ系ホットメルト、ＰＵＲ系ホットメルト、リサイクル対応型ＵＶインキ、リサイクル対応型シール、リサイクル対応型ドライトナー）は、日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。

　　　（<http://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle_material/>）

注２　\* 印の資材（抄色紙、ファンシーペーパー）は、環境省の「グリーン購入法.net」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。

（https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html ）

表２　オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工程 | 項目 | 基準 |
| 製版 | デジタル化 | 工程のデジタル化（DTP化）率が50%以上であること。 |
| 廃液及び製版フィルムからの銀回収 | 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っていること。 |
| 刷版 | 印刷版の再使用又はリサイクル | 印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っていること。 |
| 印刷 | オフセット | VOCの発生抑制 | 次のいずれかの対策を講じていること。・水なし印刷システムを導入していること。・湿し水循環システムを導入していること。・VOC 対策に資する環境に配慮した湿し水を導入していること。・自動布洗浄を導入している、又は自動液洗浄の場合は循環システムを導入していること。・VOC 対策に資する環境に配慮した洗浄剤を導入していること。・廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等のVOCの発生抑制策を講じていること。 |
| 輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC処理装置を設置し、適切に運転管理していること。 |
| 製紙原料へのリサイクル | 損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が80%以上であること。 |
| デジタル | 印刷機の環境負荷低減 | 省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っていること。 |
| 製紙原料等へのリサイクル | 損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が80％以上であること。 |
| 表面加工 | VOCの発生抑制 | アルコール類を濃度30%未満で使用していること。 |
| 製紙原料等へのリサイクル | 損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上であること。 |
| 製本加工 | 騒音・振動抑制 | 窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じていること。 |
| 製紙原料へのリサイクル | 損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が70%以上であること。 |

注１　本基準は、印刷役務の元請、下請を問わず、印刷役務の主たる工程を行う者に適用するものとし、オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷役務の一部の工程を行う者には適用しない。

注２　製版工程においては、「デジタル化」又は「廃液及び製版フィルムからの銀回収」のいずれかを満たせばよいこととする。

注３　製版工程の「銀の回収」とは、銀回収システムを導入している又は銀回収システムを有するリサイクル事業者、廃棄物回収業者に引き渡すことをいう。なお、廃液及び製版フィルムからの銀の回収は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。

注４　刷版工程の印刷版の再使用又はリサイクル（印刷版に再生するものであって、その品質が低下しないリサイクルを含む）は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。

注５　オフセット印刷工程における「VOC の発生抑制」の環境に配慮した湿し水及び環境に配慮した洗浄剤については、日本印刷産業連合会が運営する「グリーンプリンティング資機材認定制度」において認定されたエッチ液（湿し水）及び洗浄剤を参考とすること。

注６　オフセット印刷工程における「VOCの発生抑制」の廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等及び輪転印刷工程のVOC 処理装置の設置・適切な運転管理、デジタル印刷工程における「印刷機の環境負荷低減」及び製本加工工程における「騒音・振動抑制」については、当該対策を実施するための手順書等を作成・運用している場合に適合しているものとみなす。

注７　デジタル印刷工程、表面加工工程の「製紙原料等へのリサイクル」には、製紙原料へのリサイクル以外のリサイクル（RPFへの加工やエネルギー回収等）を含む。

表３　資材確認票（記入例）

|  |
| --- |
| 作成年月日：　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　御中件名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　資　材　確　認　票○○印刷株式会社 |
|  | 印刷資材 | 使用有無 | リサイクル適性ランク | 資材の種類 | 製造元・銘柄名 | 備考 |  |
| 用紙 | 本文 | ○ | Ａ | 上質紙 | ○○製紙／○○ |  |
| 表紙 | ○ | Ａ | コート紙 | ○○製紙／○○ |  |
| 見返し | ○ | Ａ | 上質紙 | ○○製紙／○○ |  |
| カバー | － | － |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| インキ類 | ○ | Ａ | 平版インキ | ○○インキ／○○ |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 加工 | 製本加工 | ○ | Ａ | PUR系ホットメルト | ○○化学／○○ |  |
| 表面加工 | ○ | Ａ | OPニス | ○○化学／○○ |  |
| その他加工 | － | － |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| **↓**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 使用資材 | リサイクル適性 | 判別 |
| Ａランクの資材のみ使用 | 印刷用の紙にリサイクルできます | ○ |
| ＡまたはＢランクの資材のみ使用 | 板紙にリサイクルできます |  |
| ＣまたはＤランクの資材を使用 | リサイクルに適さない資材を使用しています |  |

 |

備考）１　資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。

２　古紙リサイクル適性ランクが定められていない用紙、インキ類等の資材を使用する場合は、「リサイクル適性ランク」の欄に「ランク外」と記載すること。

３　内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

表４　オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト様式（例）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 作成年月日：　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　御中オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト○○印刷株式会社

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工程 | 実現 | 基準（要求内容） |
| 製版 | はい／いいえ | ①次のA又はBのいずれかを満たしている。Ａ　工程のデジタル化（DTP化）率が50%以上である。Ｂ　製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。 |
| 刷版 | はい／いいえ | ②印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っている。 |
| 印刷 | オフセット | はい／いいえ | ③水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄剤を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等のVOCの発生抑制策を講じている。 |
| はい／いいえ | ④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC処理装置を設置し、適切に運転管理している。 |
| はい／いいえ | ⑤損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が80%以上である。 |
| デジタル | はい／いいえ | ⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。 |
| はい／いいえ | ⑦損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。 |
| 表面加工 | はい／いいえ | ⑧アルコール類を濃度30%未満で使用している。 |
| はい／いいえ | ⑨損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。 |
| 製本加工 | はい／いいえ | ⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。 |
| はい／いいえ | ⑪損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が70%以上である。 |

 |

備考）　内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。